



島根県報

令和2年9月30日（水）

号外第116号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規則】

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則	（人 事 課）	2
家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則	（農 畜 産 課）	3
島根県種雄牛精液等譲渡規則の一部を改正する規則	（ ” ）	7

【告示】

家畜人工授精師養成講習会規程の一部改正	（農 畜 産 課）	11
---------------------	-----------	----

公布された条例等のあらまし**◇島根県事務決裁規則の一部を改正する規則（規則第78号）**

1 規則の概要

- (1) 家畜人工授精用精液又は家畜受精卵の回収及び廃棄その他必要な措置をとるべきことを命ずることは、部長が専決することができる事項とすることとした。（別表第2関係）
- (2) 次に掲げる事務は、地方機関の長が専決することができる事項とすることとした。（別表第5関係）
 - ア 家畜人工授精所の変更の届出等を受理すること。
 - イ 家畜人工授精所の開設者に対し、家畜人工授精所の開設の許可証を書換交付すること。
 - ウ 家畜人工授精所の開設者に対し、家畜人工授精所の開設の許可証を再交付すること。
 - エ 家畜人工授精所の開設者が返納又は提出した家畜人工授精所の開設の許可証を受理すること。
 - オ エの家畜人工授精所の開設者が提出した家畜人工授精所の開設の許可証を返還すること。
- (3) その他規定の整理

2 施行期日

令和2年10月1日から施行することとした。

◇家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則（規則第79号）

1 規則の概要

- (1) 家畜改良増殖法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う規定及び様式の整備（第2条・第5条・様式第2号・様式第3号関係）
- (2) 引用する条項の整理
- (3) その他規定及び様式の整備

2 施行期日

令和2年10月1日から施行することとした。

◇島根県種雄牛精液等譲渡規則の一部を改正する規則（規則第80号）

1 規則の概要

家畜改良増殖法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う規定及び様式の整備（第3条・様式第3号・様式第4号関係）

2 施行期日

令和2年10月1日から施行することとした。

規 則

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年9月30日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第78号

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

島根県事務決裁規則（昭和45年島根県規則第74号）の一部を次のように改正する。

別表第2農林水産部の表農畜産課の項第18号部長専決事項の欄に次のように加える。

- (2) 法第35条の4第2項の規定により、家畜人工授精用精液又は家畜受精卵の回収及び廃棄その他必要な措置をとるべ

きことを命ずること。

別表第5家畜保健衛生所の項第4号事務の種類欄中「家畜改良増殖法」の次に「及び家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）」を加え、同号地方機関の長専決事項の欄の(2)を次のように改める。

(2) 法第25条の2第1項又は第2項の規定により、家畜人工授精所の変更の届出等を受理すること。

別表第5家畜保健衛生所の項第4号地方機関の長専決事項の欄中(3)を(5)とし、同欄の(2)の次に次のように加える。

(3) 法第26条第1項の規定により、家畜人工授精所の開設の許可を取り消すこと。

(4) 法第26条第2項の規定により、家畜人工授精所の開設の許可を取り消し、又はその使用の停止を命ずること。

別表第5家畜保健衛生所の項第4号地方機関の長専決事項の欄に次のように加える。

(6) 規則第38条第1項の規定により、家畜人工授精所の開設の許可証（以下この号において「許可証」という。）の書換交付をすること。

(7) 規則第39条第1項の規定により、許可証の再交付をすること。

(8) 規則第40条第1項又は第2項の規定により、返納又は提出される許可証を受理すること。

(9) 規則第40条第3項の規定により、許可証を返還すること。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年9月30日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第79号

家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則

家畜改良増殖法施行細則（昭和63年島根県規則第79号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和25年政令第269号」の次に「。第4条及び第10条において「政令」という。」を加える。

第2条中「第12条ただし書」を「第12条第1項ただし書」に改める。

第5条を削り、第4条の見出し中「交付等」を「交付」に改め、同条第1項中「様式第1号」を「様式第2号」に改め、同条第2項及び第3項を削り、同条を第5条とする。

第3条の次に次の1条を加える。

（家畜人工授精師免許証の返納）

第4条 政令第11条第1項又は第2項の規定により家畜人工授精師免許証を返納しようとする者は、家畜人工授精師免許証返納届（様式第1号）に当該家畜人工授精師免許証を添えて知事に届け出なければならない。

第9条中「法」の次に「、政令」を加え、同条を第10条とする。

第8条中「様式第9号」を「様式第8号」に改め、同条を第9条とする。

第7条第1項中「様式第5号」を「様式第4号」に改め、同条第2項中「様式第6号」を「様式第5号」に、「様式第7号」を「様式第6号」に、「様式第8号」を「様式第7号」に改め、同条を第8条とする。

第6条を第7条とし、同条の前に次の1条を加える。

（家畜人工授精所開設許可証の返納）

第6条 省令第40条第1項の規定により家畜人工授精所開設許可証を返納しようとする者は、家畜人工授精所開設許可証返納届（様式第3号）に当該家畜人工授精所開設許可証を添えて知事に届け出なければならない。

様式第1号から様式第3号までを次のように改める。

様式第1号 (第4条関係)

家畜人工授精師免許証返納届

年 月 日

島根県知事

様

住 所

氏 名

印

家畜改良増殖法施行令第11条第1項(第2項)の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 免許年月日及び免許番号

2 返納の事由及び年月日

事 由

発生年月日

年 月 日

様式第2号（第5条関係）

第 号

家畜人工授精所開設許可証

家畜人工授精所の管理番号

家畜人工授精所の開設者の氏名又は名称

家畜人工授精所の名称及び所在地

家畜の種類及びその家畜人工授精所の業務の別

家畜改良増殖法第24条の規定による開設の許可を受けた家畜人工授精所であることを証明する。

年 月 日

島根県知事



様式第3号 (第6条関係)

家畜人工授精所開設許可証返納届

年 月 日

島根県知事

様

住 所

氏名又は名称

印

家畜改良増殖法施行規則第40条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 家畜人工授精所の管理番号

- 2 家畜人工授精所の名称及び所在地

- 3 返納の事由及び年月日

事 由

発生年月日

年 月 日

様式第5号中「第7条関係」を「第8条関係」に改め、同様式を様式第4号とする。

様式第6号中「第7条関係」を「第8条関係」に改め、同様式を様式第5号とする。

様式第7号中「第7条関係」を「第8条関係」に改め、同様式を様式第6号とする。

様式第8号中「第7条関係」を「第8条関係」に改め、同様式を様式第7号とする。

様式第9号中「第8条関係」を「第9条関係」に、「第8条の」を「第9条の」に、「自家受精・畜産技術指導」を「自家授精・畜産技術指導・精液及び受精卵の保存」に、

「

所 在 地	
-------	--

」

を

「

所 在 地	
勤務先の家畜 人工授精所の 開設許可の有無	

」

に改め、同様式の注中3を5とし、その前に次のように加える。

- 4 「業務の内容」欄について、家畜人工授精用精液を他者の飼養する雌畜へ注入する行為を業として行っている場合にあっては人工授精を、家畜体内受精卵及び家畜体外受精卵を他者の飼養する雌畜へ移植する行為を業として行っている場合にあっては受精卵移植を○で囲むこと。

様式第9号の注中2を3とし、1を2とし、注の1として次のように加える。

- 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第9号を様式第8号とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の家畜改良増殖法施行細則（次項において「改正前の規則」という。）第4条第1項に規定する家畜人工授精所開設許可証は、この規則による改正後の家畜改良増殖法施行細則第5条第1項に規定する家畜人工授精所開設許可証とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則第4条第2項若しくは第3項又は第5条の規定により提出されている申請書又は届出書は、省令第37条第3項、第38条第2項又は第39条第2項の規定により提出された申請書又は届出書とみなす。

島根県種雄牛精液等譲渡規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年9月30日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第80号

島根県種雄牛精液等譲渡規則の一部を改正する規則

島根県種雄牛精液等譲渡規則（平成13年島根県規則第28号）の一部を次のように改正する。

第3条中「様式第7号の2」を「様式第8号」に改める。

様式第3号及び様式第4号を次のように改める。

様式第3号 (第3条関係)

精 液 譲 渡 伝 票

No. _____

譲 渡 先	年 月 日
-------	-------

種雄牛名	精液採取年月日	譲渡本数	精液番号	摘 要

島根県畜産技術センター所長 印

様式第4号（第3条関係）


体 内 受 精 卵 譲 渡 伝 票

No. _____

年 月 日

譲 渡 先

卵の品種	種類	供卵牛名	交 配 種雄牛名	採卵年月日	数量	受精卵 番 号	摘要

島根県畜産技術センター所長 

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

告**示****島根県告示第583号**

家畜人工授精師養成講習会規程（昭和62年島根県告示第500号）の一部を次のように改正する。

令和2年9月30日

島根県知事 丸 山 達 也

第3条第2項中「開催期日の3月前までに島根県報に登載して」を削る。

第9条第3項中「農林水産部畜産課長」を「農林水産部農畜産課長」に改める。

第10条中「修学試験」を「修業試験」に改める。

第11条第2項中「様式第3号」の次に「。次条において「合格証」という。」を加える。

第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

（修業試験合格証の書換交付等）

第12条 前条第2項の規定により合格証の交付を受けた者は、次の各号に掲げる場合は、修業試験合格証書換交付（再交付）申請書（様式第4号）に、当該各号に定める書類を添えて知事に合格証の書換交付又は再交付を申請することができる。

(1) 合格証の記載事項に変更を生じたとき 合格証及び変更の事実を証する書類

(2) 合格証を汚損し、又は失ったとき 汚損した合格証（汚損の場合に限る。）

2 前項の規定により合格証の再交付を受けた後、失った合格証を発見したときは、速やかに知事にその合格証を返納しなければならない。

様式第3号中「第12条関係」を「第11条関係」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第4号（第12条関係）

年 月 日

島根県知事

様

住 所

氏 名

㊞

電話番号

生年月日 年 月 日 性別（ ）

修業試験合格証書換交付（再交付）申請書

次のとおり、合格証の書換交付（再交付）を申請します。

合 格 証 の 番 号	第 号
合 格 年 月 日	年 月 日
家 畜 の 種 類	牛 ・ 馬 ・ めん羊 ・ 山羊 ・ 豚
講 習 会 の 種 類	1 家畜人工授精に関する講習会 2 家畜体内受精卵移植に関する講習会
書 換 交 付 （ 再 交 付 ） 申 請 の 理 由	
そ の 他	

注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 申請の理由欄には、姓の変更、汚損、亡失等の理由を記入すること。

3 添付書類

姓の変更にあつては、戸籍記載事項証明書

汚損にあつては、汚損した合格証

4 姓の変更にあつては、旧姓併記の希望の有無をその他欄に記入すること。

附 則

この告示は、令和2年10月1日から施行する。